

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、「企業に求められるマイナンバー制度の実務対応」の第4回目として、牛島総合法律事務所・影島広泰弁護士・薬師寺怜弁護士に寄稿いただきました。

企業に求められる「マイナンバー制度」の実務対応（4）

前回に続き、マイナンバー法対応3ステップ（(1)個人番号を収集し、(2)適切に保管し、(3)帳票に出力して行政機関等に提出する）のうち、「(2)個人番号の保管」について解説します。

前回述べたとおり、情報管理の前提として、(1)特定個人情報を取り扱う事務、(2)取り扱う特定個人情報、(3)事務取扱担当者、の範囲を明確化し、その上で以下の1~6の「安全管理措置」を講じていきます。

1.基本方針の策定（任意）

まず、基本方針（現在の「プライバシーポリシー」のようなもの）の策定が重要とされています。

2.取扱規程の策定（義務）

次に、企業には、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等の策定（個人情報取扱規程等を策定している企業では、その改訂で対応可能です）が義務づけられています。

なお、中小規模事業者では規程等の策定は義務ではなく、(1)特定個人情報等の取扱い等を明確化し、(2)事務取扱担当者の変更となった場合に確実な引継ぎを行い、責任者がそれを確認することで足りります。

3.組織的安全管理措置（義務）

更に、企業には、(1)安全管理措置を講ずるための組織体制を整備し、(2)取扱規程等に基づく運用を確認するためにシステムログまたは利用実績を記録し、(3)特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段（個人情報保護法における「個人データ取扱台帳」のようなもの）を整備し、(4)漏えい事案に対する体制を整備し、(5)特定個人情報の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むことが義務づけられています。

これに対し、中小規模事業者においては、(1)責任者と事務取扱担当者を区分し（任意）、(2)取扱状況の分かる記録を保存し、(3)問題発生に備えて、従業員から責任者への報告連絡体制を確認し、(4)責任ある立場の者が特定個人情報の取扱状況について定期的な点検を行うことで足りるとされています。

4.人的安全管理措置（義務）

また、企業は、(1)事務取扱担当者に対して必要かつ適切な「監督」を行うとともに、(2)適切な「教育」を行うことが義務づけられています。これについて、中小規模事業者における軽減措置はありません。

5.物理的安全管理措置（義務）

加えて、企業では、(1)ITシステムを管理する「管理区域」において入退室の管理等の措置を講じ、事務を実施する「取扱区域」において壁又は間仕切り等の設置及び座席配置等の工夫をする等の物理的な措置を講じる義務があります。また、(2)機器や電子媒体の盗難の防止、(3)持ち出す際の情報の漏えい等の防止（例えば、データの暗号化、封緘等）、(4)個人番号の廃棄・削除についての記録（前回述べたとおり、個人番号は、必要なくなった際には削除・廃棄が義務になっています）が義務づけられています。

6.技術的安全管理措置（義務）

最後に、特定個人情報を取り扱う機器について、(1)アクセス制御の措置及び(2)アクセス者の識別と認証（中小規模事業者においては、機器の取扱担当者を限定することが望ましいとされています）や、(3)外部からの不正アクセスの防止、(4)外部に送信する際の情報漏えい等の防止が義務づけられています（(3)(4)については中小規模事業者における軽減措置はありません）。

（牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰、薬師寺怜）